

## 議第39号

## 滋賀県地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年2月14日

滋賀県知事 三日月 大 造

## 滋賀県地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県地方警察職員の定員に関する条例（昭和29年滋賀県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表警察官の項中「1,305人」を「1,318人」に、「684人」を「691人」に、「2,282人」を「2,302人」に改め、同表合計の項中「2,589人」を「2,609人」に改め、同条第2項中「2,282人」を「2,302人」に改める。

付則を付則第1項とし、付則に次の2項を加える。

2 滋賀県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年滋賀県条例第47号）の施行に伴う職員の定年の段階的な引上げによる各年度に退職する者の数の増減にかかわらず、採用する警察官の数の平準化を図るため、当分の間、警察官の定員は、第1条第1項の規定にかかわらず、同項に定める警察官の定員に知事が必要と認める員数を加えた員数とする。この場合において、警察官の階級別の定員は、この項前段に規定する知事が必要と認める員数を加えた後の警察官の定員を基礎として警察法施行令第7条に規定する階級別定員の基準に従い算出した員数とする。

3 第1条第2項の規定の適用については、当分の間、同項中「2,302人」とあるのは、「2,302人に付則第2項の知事が必要と認める員数を加えた員数」とする。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。